

地方公共団体と地域金融機関

～ 指定金融機関の採算性 ～

丹羽 由夏

地方公共団体と地域金融機関の関係が変化している。従来、地公体からの預貯金や地公体への貸出という資金取引による収益によって、税金等の収納や行員の派出などの役務取引を無料で行ってきた地域金融機関であったが、地公体の財政悪化を契機に、資金取引には入札等が導入され、より低いコスト、より高い運用益を求めようになった。このため、地域金融機関にとっては、役務取引のコスト負担が重くなり、旧来の総合採算的取引から個別採算取引へのシフトが急務となっている。

近年、地方公共団体と地域金融機関の関係が大きく変化をしている。本稿では、地公体と地域金融機関との取引関係、特に指定金融機関注)業務についての変化を紹介する。

注) 指定金融機関とは、地公体における公金の収納支払事務を行うために、議会の議決を経て指定された金融機関。一団体一金融機関。都道府県では義務、市町村では任意である。指定代理金融機関、収納代理金融機関を総括する。指定代理金融機関とは、指定金融機関の扱う公金の収納支払事務の一部を代理して行う機関。収納代理金融機関は、指定金融機関の扱う公金収納の一部を代理。他に、指定金融機関を指定していない市町村で収納事務の一部を扱わせるために指定する収納事務取扱金融機関がある。(ぎょうせい「地方財政小辞典」より)

指定金融機関業務

指定金融機関制度は、1963年(昭和38年)の法改正により1964年から導入された。表1は、社団法人地方銀行協会が公表した意見書の中に記載されている地公体取引の類型である。

従来、指定金融機関という看板を獲得することは、地域金融機関のステータスであった。公金の収納・支払にかかわる手数料は無料とされ、全額金融機関側の負担で行員を市役所などに派出させていたが、豊富

な公金預金の運用、地方債の引受など資金取引の収益で、それらは相殺できると考えられていた。

しかし、このような総合的に収支をみる時代はすでに過去のものとなっているようである。近年、資金取引に該当する公金預金、地方債、長期短期資金の貸出という資金の調達運用の両面で、地公体は入札を導入し始め、より高い運用益、より低いコストでの資金調達を目指そうとしている。さらに、ペイオフ凍結解除を機に、公金預金の保全のため、地公体は定期預金から全額保護される流動性預金(2005年4月からは決済用預金)、債券運用へのシフトを行い、また、預金先である金融機関の財務経営内容をチェックしている。

表1 地方公共団体取引の類型

取引	業務の範囲	内容	
役務取引	指定金契約に基づく業務	収納	窓口 口座振替
		支払	振込 現金支払
資金取引	指定金契約外業務	派出	集配金、両替、現金袋詰め等
		預貸金取引	
		地方債(証書、証券)引受	

資料) 社団法人全国地方銀行協会「地方公共団体とお取引の維持・発展にむけて」2004年1月

地方銀行の動き

最も多くの地公体の指定金融機関業務を行っている地方銀行では、業界をあげて地公体取引の採算性改善の働きかけを行っている。

地方銀行協会が指定金融機関業務についての考え方を初めて公表したのは2000年6月である。この背景には、1998年の地方財政危機にみるような地公体の財政悪化がある。資金取引に入札等が導入されると、指定金は旧来の資金取引の収益で役務取引のコストと相殺するという総合採算の取引が不可能になった。協会の指摘を要約すると、

収納・支払以外の業務も指定金融機関の業務のように同列に扱われている、公金預金、地方債引き受けなどが入札等になる中で、資金収支において を吸収できるほど収益面で貢献していない、郵便局、コンビニ収納では、手数料が支払われており、同じ業務なのに公平ではない、となる。

04年8月の要望書の中では、協会加盟の64銀行が指定金となっている地公体は1674団体で、窓口収納は年間取り扱い数の4割強（2億1200万件）、年間1000億円を超える負担をしていると推計している。

表2 地銀協の動き

2000年2月	非公募地方債の時価評価に関する要望書
同年6月	「今後の地方公共団体との取引のあり方」
同年12月	「地方公共団体との取引改善等に関する実態アンケート」
2003年9月	「地方公共団体関係団体」への要望書
2004年1月	「地方公共団体との取引の維持・発展に向けて」意見書
2004年8月	「地方公共団体関係団体および総務省」への要望書

資料：地方銀行協会ホームページ

各地方銀行は、協会の動きを参考に個別に各地公体とコスト負担の交渉を行っている。報道による各地域の動きを概観すると以下ようになる。

静岡県指定金である静岡銀行は03年

度から一人につき年間100万円の行員派出経費の負担、05年度からは窓口収納の有料化を実現した。

山形県の指定金である山形銀行では、03年度から高校授業料、04年度から県営住宅使用料で口座振込み手数料を1件10円の有料化を実現した。石川県の指定金である北國銀行では、2004年度から県立中央病院への職員3人の派遣に対し一人あたり100万円の有料化が実現している。

また、北海道では、北洋銀行（第二地方銀行）が02年度から道内4箇所（1市役所、3病院）で派出業務の有料化（計400万円）を実現した。03年度からは函館市との間で、出納事務取扱手数料として予算化が行われており、05年度は1,990万円が計上されている。

日本郵政公社とコンビニ

協会の指摘のように、民間金融機関以外に日本郵政公社およびコンビニでも税金収納等が可能である。

日本郵政公社の場合、地方自治法施行令第168条によると、指定金融機関及び指定代理金融機関にはなれず、収納代理金融機関と収納事務取扱金融機関になることができる。04年6月時点において、約500団体の収納代理金融機関となっている。郵便振替法に基づく郵便局での収納は、手数料支払が前提となっているため、各地公体は郵便局に当初より手数料を支払ってきた。

コンビニ等（私人）における地方税の収納は、2003年（平成15年）4月の地方自治法施行令第158条等の改正により可能になった。

地公体から支払われる手数料には、上記と民間金融機関、特に指定金との間には大きな格差があるようである。例えば、2005

年度から窓口収納の手数料支払を開始した静岡県では、指定金融機関である静岡銀行に31.5円(1件当たり)支払い(04年度までは無料)、コンビニには63円(自動車税、1件当たり)を支払っている。各種税金や利用料、口座振替、窓口収納等の種類・支払方法、あるいは地公体によって支払手数料体系は様々であるが、窓口収納を例にするとコンビニには一件当たり50円~60円程度、郵便局では帳票の種類によって異なるが、30円あるいは20円+払込総額による出来高払いなど、指定金では無料あるいは郵便局よりも低額な手数料が支払われているのが一般的のようである。

資金取引にみる地公体取引の変化

表3 指定金融機関の業態別状況

	都道府県	市	町	村	計
都市銀行	5	153	80	16	254
地方銀行	41	467	992	166	1666
第二地方銀行	1	28	69	11	109
信金	0	40	175	27	242
県信連・農協	0	30	432	229	691
その他	0	1	12	8	21
計	47	719	1759	457	2982

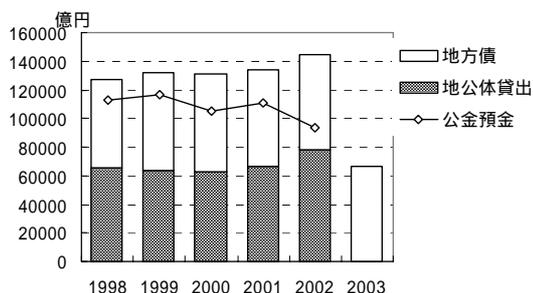
資料：2004.6月時点、農林中金調べ

指定金に指定されている数が最も多い業態は地方銀行(シェア56%)であるが、続いて農協(同23%)、都市銀行(同9%)、信用金庫(同8%)となる。農協は町村レベルでの指定が多く、村では地方銀行を抜いて最も多くの団体から指定金に指定されている。

地方銀行における資金取引

地方銀行の資金取引をみると、公金預金は減少傾向にあり、地方債保有は99年度をピークに減少している。他方で、貸出金は増加している。これにより、公金預金の残高と地公体融資の残高との差が縮小している。

図1 地方銀行にみる資金取引

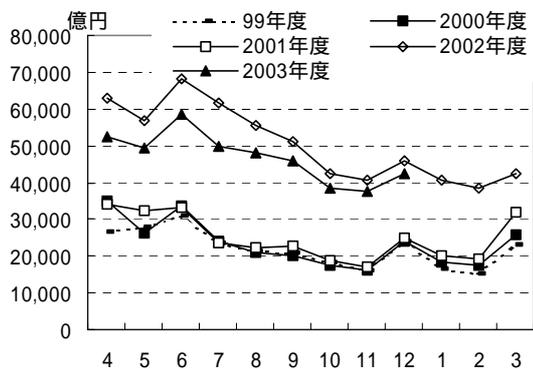


資料：日銀ホームページ

注1) 公金預金には、国からの預金である政府関係預り金と、地方公共団体、地方公営企業(地方公営企業法の適用を受けるもの)および5公団(日本道路、首都高速道路、石油、阪神高速道路、本州四国連絡橋)が含まれるが、近似値として代替。
注2) 統計データの更新が終了したため、2003年度末の地公体貸出および公金預金の残高は不明。

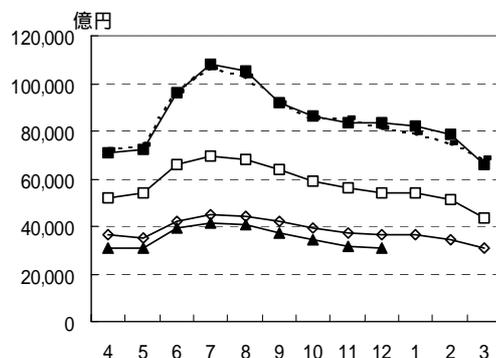
公金預金を定期性預金と要求払い預金とに分けてみたものが、図2、3である。

図2 要求払い預金の年度内変動



資料：図2.3共に日銀ホームページ

図3 定期性預金の年度内変動



年度内の変動をみると、納税期および交付税の交付期である6月末に要求払い預金

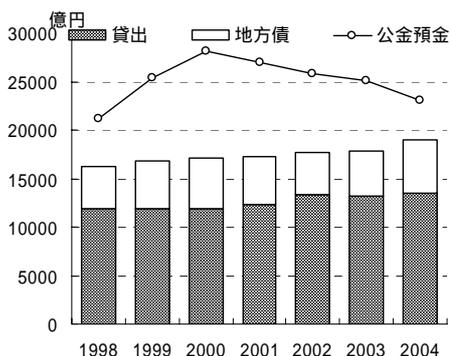
の残高が最大になっていることがわかる。定期性預金は7月にピークを迎え、年度末及び年初に最小となる注)。他方で、貸出金は年度末に最大となっている。

注) 組合金融 2001年夏号岩淵道洋「地方公共団体の歳計現金残高推移と一時借入れ」

農協における資金取引

公金預金は減少傾向、貸出は増加傾向にある。他業態と比較すると、公金預金が貸出額を大きく上回っている。これは、農協は町村レベルの指定金に指定されている場合が多く、財政規模の小さい町村では地方債は政府資金に引受けられている割合が高いため、公金預金の額が民間借入れに比べ相対的に大きいなどの理由が推察できる。

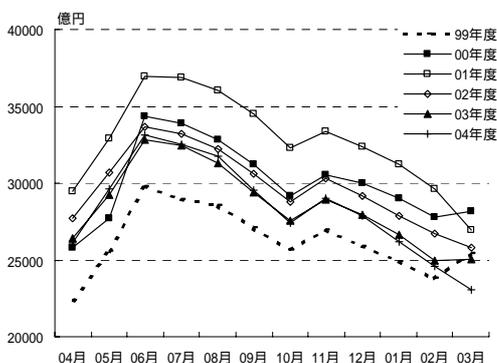
図4 農協にみる資金取引



資料：図4.5共に農協残高試算表

但し、公金預金の年度内変動は年々小さくなってきており、公金預金が安定的調達資金とは言い難くなってきている。

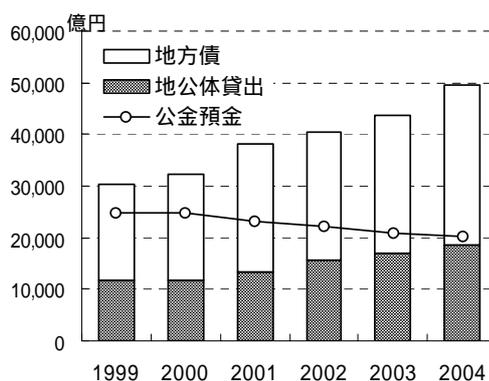
図5 農協の公金預金の年度内変動



信金業界における資金取引

公金預金は他業態と同様、減少傾向にあり、地公体向けの貸出と地方債運用はともに増大している。特に地方債保有額が急増している背景には、運用難から、プライマリーよりもセカンダリーで購入している地方債が多いと推測される。

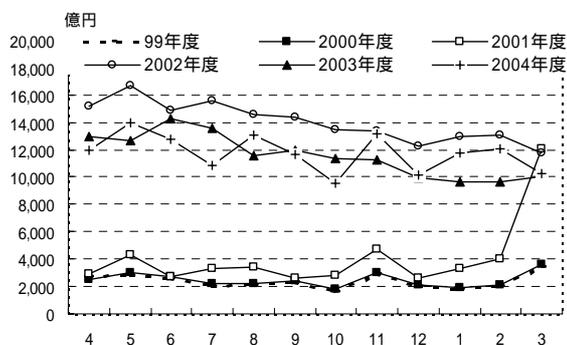
図6 信金業界にみる資金取引



資料：図6.7.8共に信金中金総合研究所ホームページ

信金の要求払い預金の動向をみると、02年度4月のペイオフ凍結解除により、残高が格段に増えた。特に01年度の状況から、3月に資金シフトを行ったことが顕著に見て取れる。要求払い預金の99-2001年度(02年3月を除く)の年間の最大差(最大残高マイナス最小残高)は2000億弱レベルであるのに対し、4500億円規模になっている。

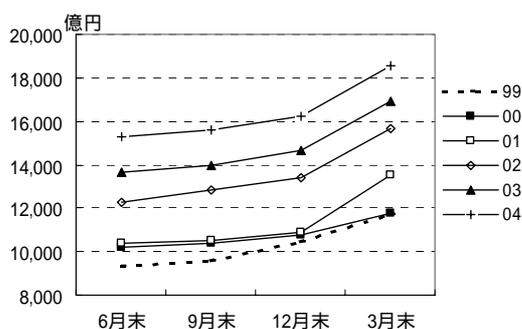
図7 要求払い預金の動向



信金業界での地公体貸出は、地銀業界と同様に年度末に最大となっている。特に01

年度末には急激に増加したが、ペイオフ対策として公金預金と相殺できるローン形態に地公体側がシフトさせたことが指摘できよう。

図8 地公体向け貸出金の四半期の動き



三業態における地公体との資金取引

地公体との資金取引において、公金預金が減少することは金融機関にとっての調達資金が減少することを意味している。また、定期性預金から要求払い預金に移り、さらに年度内の変動も非常に大きくなっており、安定的な資金ではなくなったことが考えられる。預金保険料の違い(決済用、特定預金の方が保険料は高い)も金融機関側の負担になる可能性がある注)。

注) 預金保険料率は、決済用預金が 0.115%、一般預金等は 0.083%。平成 15・16 年度は、「特定預金」(当座・普通・別段預金)が「決済用預金」とみなされて全額保護され、「その他預金等」(特定預金以外の預金等)が「一般預金等」として定額保護された。

地公体への貸出は、地公体側から見ると、銀行等引受債(証券形式)と一時借入れを合算したものであるが、三業態共通して年度末である 3 月末に最大となっていた。貸出残高は、年々どの業態も増加している。貸出残高の増大は、財政悪化の背景から地公体の借入れが増えた点と、ペイオフ対策による証券から証書へのシフトが要因と考えられる。同様に、預金の減少も財政悪化による取り崩しとペイオフ対策のための運用の多様化(債券投資へのシフトや複数機

関への分散)が指摘でき、財政悪化とペイオフ対策により貸出残高と公金預金残高の接近がそれぞれの業態で起こっていると考えられる。

金融機関の保有する地方債は、市場公募債や銀行等引受債(証券形式)をプライマリーで引受けたもの、セカンダリーで購入したものに分けることができる。都道府県や政令市レベルの大きな団体の管轄内の地域金融機関は、で引受けた地方債を売却せずに、そのまま保有しつづける場合も多い。信金業界などは、地域にもよるが、よりもの余資運用としての地方債運用額が大きいと推察できる。

おわりに

本稿では、資金取引を量的側面から紹介したため、金利条件まで含める収益性という点からは限界があるが、指定金業務の採算という視点において、資金取引における収益で、その他の収納・支払業務等のコストを賄うという総合採算の時代は終わったと見てよいだろう。地方債の引き受けには証券会社等の参入が増え、収納などにはコンビニや郵便局なども参入している。総合採算を前提とした指定金をはじめとする地域金融機関とは異なり、個別取引の採算性を前提にしている主体が競合者となる中では、地域金融機関も個別採算を重視した行動に変化していかざるをえないと言える。

現実には地域金融機関の中でも、収支の上で採算が取れなくても、指定金になれば、自らの金融機関としての信用力の向上、PR効果といったメリットを重視しているところもある。指定金という看板をどのように判断するのが金融機関の経営課題として残っている。

しかし、ペイオフ凍結解除において地公

体が金融機関の信用力の審査を進めたように、今後、地公体の外郭団体等の整理が進む中では、地公体出資の団体であっても、その単体での財務・経営内容を審査しリスクに応じた金利を求めていくことは必要となっている。さらには地公体自身のリスク許容度、地方分権の進む中では、地公体自身の信用力をチェックしていかなければならない時代が来ている。金融機関にとって地公体への長期貸出（証書形式の銀行等引受債）は、調達資金の平均期間からも課題が多く、現在のような低金利下での固定金利では、積極的にはなれない。今後民間の資金需要が拡大してくれば、特に利ざやの薄い地公体への貸出には消極的になる機関も増えてくると考えられ、地公体といえども信用力に応じた金利条件の見直しが検討課題となってくるであろう。

地域金融機関にとって、その地域からの離脱は不可能であり、地公体が重要な取引先であることは言うまでもない。しかしながら、地公体も金融機関も透明で合理的な取引関係は、住民、株主等への説明責任の点からも必要とされ、金融機関と地公体の双方が自立した関係を構築することが急務である。収納・支払業務に関しては、マルチペイメントネットワークやクレジットカードでの税金支払いなど効率化、省力化への多くの新しい仕組みが出てきており、双方の負担を軽減し、改善していくことが期待される。